

5 農 産 第 3780 号
令和 6 年 1 月 9 日

全国農業協同組合連合会 米穀部長 殿
全国主食集荷協同組合連合会 業務部長 殿
一般財団法人日本穀物検定協会 理事長 殿

（上記の他、各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局宛て通知を発出のうえ、都道府県及び登録検査機関へ情報共有）

農林水産省農産局穀物課長

地震により破袋した米穀等の詰替えに係る農産物検査証明の取扱いについて

本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の影響により、倉庫に保管されている米穀、麦、大豆（以下「米穀等」という。）について、はい崩れによる破袋が発生しているとの情報が各地方農政局等からあったところです。

これまで、東日本大震災、熊本地震など各地で発生した災害により破袋した米穀の場合は、農産物検査員の立会いの下で詰め替えられた米穀は詰替前の検査証明を有効とする旨の特例措置を講じてきたところであり、今後、各地で発生する地震についても同様に取り扱うこととします。

ついては、破袋した米穀等の詰替えを行い、詰替前の検査証明を有効とする場合は、事前に当該米穀等を保管している倉庫（以下「米穀等保管倉庫」という。）の所在地を管轄する地方農政局と十分に協議の上、下記の要件及び手順により作業を行うよう貴会傘下の団体に対し周知願います。

なお、関係地域の登録検査機関及び保管業者に対しては、別途、当該機関・業者を管轄する地方農政局等を通じて周知することを申し添えます。

また、地震により破袋した米穀の詰替えに係る農産物検査証明の取扱いについて（令和 4 年 3 月 22 日付け 3 農産第 3684 号農産局穀物課長通知）は廃止する。

記

1 農産物検査証明が有効であるための要件

詰替えを行おうとする米穀等が、次の条件を満たす場合に限り、詰替前の検査証明は有効とする。

- ① 地震により被害が発生した市町村に所在する倉庫に保管されている米穀等であること。
- ② 破袋まで適正に保管管理されていた米穀等であること。
- ③ 破袋により漏出した米穀等を含まないこと。
- ④ 検査証明事項（年産・銘柄・等級）が特定できる米穀等であること。

- ⑤ 今回の地震で水濡れや汚損等がなく詰替前検査証明事項に変化がないことが農産物検査員によって確認された米穀等であること。
- ⑥ 農産物検査員の立会いの下に詰替えが行われる米穀等であること。
- ⑦ 農産物規格規程（平成 13 年農林水産省告示第 244 号）に基づく包装に詰替えが行われる米穀等であること。

2 詰替えの手順（別添参照）

詰替えの対象となる米穀等（以下「詰替対象米穀等」という。）の詰替えは、次の手順により行うこととする。

- ① 米穀等の販売を受託している者又は所有者（以下「販売受託者等」という。）は、あらかじめ、詰替えを行おうとする保管場所、対象数量（概数）、実施期間等を記載した詰替計画書（別紙 1）並びに米穀等保管倉庫の数量がわかる書類（受払台帳又ははい付見取り図等）及びはい崩れ等の写真を、当該米穀等保管倉庫の所在地を管轄する地方農政局等に提出することを基本とする。
- ② ①の詰替計画書の提出を受けた地方農政局等は、詰替対象米穀等について、米穀等保管倉庫における詰替前の保管状況から、当該米穀等の状態が 1 の①から⑦に掲げる要件に適合していることについて提出書類により確認を行う。この際、地方農政局等は、保管数量の確認ができない等現地確認が必要な場合は当該現場に出向き、確認を行い、販売受託者等に指示する。
- ③ ②の結果、地方農政局等が詰替えを行っても問題ないと判断した場合は、その旨を販売受託者等に文書で通知する。
- ④ 販売受託者等は、当該米穀等を保管する保管業者に詰替作業を委託（自ら保管する場合は保管責任者に作業を指示）するとともに、米穀等保管倉庫の所在地を管轄する登録検査機関に対し、詰替えに当たっての立会いを要請する。
- ⑤ ④の要請を受けた登録検査機関は、農産物検査員を米穀等保管倉庫に派遣する。
なお、立会いについて登録検査機関が対応できず早急に出庫等（食糧支援や安全性を確保するための倉替え）の対応が必要な場合は、米穀等保管倉庫の所在地を管轄する地方農政局に依頼（この際、地方農政局職員が立会いを実施）。
- ⑥ 詰替作業を行う保管業者又は保管責任者（以下「保管業者等」という。）は、詰替対象米穀等を確認する。
- ⑦ 農産物検査員は、詰替対象米穀等について、検査証明事項が特定できるものであること及び検査証明事項に変化が発生していないことを確認する。
- ⑧ 保管業者等は、詰替対象米穀等を詰替作業内容ごとに区分する。
- ⑨ 農産物検査員は詰替用の袋が農産物規格規程に基づく包装であることを確認する。
- ⑩ 保管業者等は、他の破袋した袋から詰替対象米穀等を補填する場合は、同一年産、銘柄及び等級のものを使用する。
- ⑪ 農産物検査員は、⑩の場合においては、補填する米穀等が同一年産、銘柄及び等

級のものであることを確認する。

- ⑫ 保管業者等は、詰替対象米穀等を新袋（農産物規格規程に基づく包装）へ詰め替える。
- ⑬ 農産物検査員は、詰替えを行った米穀等が混合（⑩の補填を除く。）しているものではないことを最終確認する。
- ⑭ 保管業者等は、正味重量を計測し量目を確認する。
- ⑮ 保管業者等は、当該業者の保管責任者名を記載した詰替書（別紙２）を新たな袋に貼り付ける。その際、破袋した袋から検査証明を切り取り、詰替書に貼り付ける。
なお、正規量目に満たない場合は量目欄に正味重量を記入し、補填したことにより複数の検査証明がある場合は、最も量目が多い袋に係る検査証明を貼り付けるものとし、使用しなかった破袋の検査証明は写真等により記録した上で、抹消する。
- ⑯ 農産物検査員は、⑮の詰替書の量目欄の記入及び検査証明欄の貼付けを確認する。
- ⑰ 保管業者等は、詰替対象米穀等の数量を確認する。
- ⑱ 農産物検査員は、詰替対象米穀等の数量を確認する。
- ⑲ 保管業者等は、詰替えをしない米穀等、詰替えできない米穀等（破袋等による食用不適米穀等）を検査証明が失効した数量として確認する。
- ⑳ 保管業者等は、当日の作業数量を確認し、必要に応じて作業日ごとに詰替報告書（日報）（別紙３）を作成する。
- ㉑ 農産物検査員は、保管業者等が必要に応じて作成した詰替報告書（日報）の内容を確認し、立会者欄に記名する。
- ㉒ 保管業者等は、当該販売受託者等へ㉑により必要に応じて作成した詰替報告書（日報）を報告する。
- ㉓ 詰替作業が終了した場合は、販売受託者等は、詰替報告書（集計）（別紙４）により整理し、米穀等保管倉庫における詰替対象数量がわかる書類（受払台帳又ははい付見取り図等）を添付の上、速やかに地方農政局等へ報告する。
- ㉔ ㉓により報告を受けた地方農政局等は、詰替報告書により、詰替えの適否について、必要に応じて米穀等保管倉庫に出向き、確認を行う。

※ なお、本手順により詰替えを行った米穀等の販売に当たっては、販売受託者等は買受者に対して、地震により破袋して詰替えを行った米穀等である旨の説明を行わなければならない。

(参考) 農産物検査法(昭和 26 年法律第 144 号)

(目的)

第一条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

(検査の失効)

第十五条 農産物検査を受けた農産物は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った時以後、農産物検査(第三号に該当する場合にあつては品位等検査、第四号に該当する場合にあつては同号の品位等検査を受ける前に受けた品位等検査に係る量目及び品位についての検査)を受けていないものとみなす。ただし、第二十三条の規定による命令に基づき、表示又は検査証明書の記載が改められた場合は、この限りでない。

一 第十三条第一項の規定による表示が失われ、抹消され、改められ、又は不明となつた場合

二 第十三条第一項の規定により交付された検査証明書が失われ、又はその記載が抹消され、改められ、若しくは不明となつた場合

三 もみ、玄米又は精米の区分に変更が生じた場合

四 第五条第二項(第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の品位等検査に係る第十三条第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された場合

2 (略)

破袋した米穀等の詰替計画書

〇〇農政局長 殿

詰替申請者住所、名称
代表者名

〇〇地震により破袋した米穀等について、下記のとおり、登録検査機関から派遣された農産物検査員立会いの下、新たな袋に詰替えを行う予定としています。

記

保管業者名	保管倉庫名	倉番	種類	詰替予定数量 (kg(概数で可))	実施期間	立会予定登録検査機関

(別紙2)

詰替書

詰替年月日 令和 ○年 ○月 ○○日

本物品は、農産物検査証明を受けた以下の内容の米穀等が、○○地震により破袋したため、新たな袋に詰替えたものです。

〔また、本袋は破袋した複数の袋の米穀等を詰替えたものです。 ※1 〕

〔なお、正味重量は以下のとおりとなっています。 ※2 〕

正味重量 ○○. ○kg

保管業者 ○○倉庫株式会社
保管責任者 ○○ ○○

※この部分に、破袋した袋から切り取った
検査証明欄を貼付する。

(※1) 複数の袋を詰め替えた場合は、その旨を表示する。

(※2) 詰替えした袋の計測した正味重量を追記する。

(別紙3)

破袋による詰替報告書(日報)

(立会者)

登録検査機関名

農産物検査員氏名

(作業実施者)

保管業者住所、名称

代表者氏名

1. 詰替え場所・詰替え実施日

倉所名	倉番	実施日
		(第○日目)

2. 詰替え前在庫数量(当初)

種類	生産年度	銘柄	等級	包装	袋数	kg

3. 詰替え数量(検査証明が有効なもの)

種類	生産年度	銘柄	等級	包装	袋数	kg

4. 正品(未詰替え品)数量

種類	生産年度	銘柄	等級	包装	袋数	kg

5. 検査証明が失効した(食用不適米穀等)数量

種類	生産年度	銘柄	等級	包装	袋数	kg

6. 食用不適米穀等数量

種類	生産年度	銘柄	等級	包装	袋数	kg

7. 作業数量計(3~6)

種類	生産年度	銘柄	等級	包装	袋数	kg

(注)

1 実施日欄には、詰替え作業開始日からの経過日も記入し、作業の最終日の場合は「最終日」と記入する。

2 3の詰替え数量欄には、農産物検査員によって詰替え前の農産物検査証明事項が確認され詰替書を貼付した新袋の数量を記入する。

3 5及び6の欄において、銘柄や等級が混合している場合には、当該欄に「銘柄混合」、「等級混合」等と記入する。

4 作業を実施した保管業者は、立会いた農産物検査員の記名を受け、詰替え米穀等の販売受託者等に必要に応じて報告する。

5 (別紙3)破袋による詰替報告書(日報)の作成については、販売受託者等及び保管業者等が必要と判断した場合に

(別紙4)

令和〇年〇月〇日

破袋による詰替報告書(集計)

〇〇農政局長 殿

詰替申請者住所、名称
代表者名

下記について、〇〇地震により破袋した検査証明を受けた米穀等を、登録検査機関〇〇〇から派遣された農産物検査員立会いの下、新たな袋に詰替えたことを報告します。

記

1. 保管倉庫

保管業者名	倉所名	倉番

2. 詰替え前在庫数量

種類	生産年度	銘柄	等級	包装	袋数	kg

3. 詰替え数量(検査証明が有効なもの)

種類	生産年度	銘柄	等級	包装	袋数	kg

4. 正品(未詰替え品)数量

種類	生産年度	銘柄	等級	包装	袋数	kg

5. 検査証明が失効した(食用不適米穀等)数量

種類	生産年度	銘柄	等級	包装	袋数	kg

6. 食用不適米穀等数量

種類	生産年度	銘柄	等級	包装	袋数	kg

7. 作業数量計(3~6)

種類	生産年度	銘柄	等級	包装	袋数	kg

(注)

- 1 倉番ごとに別様で作成する。
- 2 3の詰替え数量欄には、農産物検査員によって詰替え前の農産物検査証明事項が確認され、詰替書を貼付した新袋の数量を記入する。
- 3 5及び6の欄において、銘柄や等級が混合している場合には、当該欄に「銘柄混合」、「等級混合」等と記入する。

地震による破袋の詰替え手順

(参考1)

詰替計画書の提出

詰替対象米穀等の販売受託者等(JA等)

① 詰替計画書に次の事項を記載し、該当地方農政局に提出

- ・保管場所(倉庫名)
- ・対象数量(詰替予定数量・概数)
- ・実施期間

詰替計画書
(別紙1)

数量がわかる書類
(受払台帳又ははい付見取り図等)
はい崩れ等の写真
(詰替え実施前)

該当地方農政局等

② 詰替対象米穀等の販売受託者等(JA等)から詰替計画書の提出があった場合、以下の内容について、確認を行う。

【詰替計画書の承認要件】

- ・地震により被害が発生した市町村に所在する倉庫に保管されている米穀等であること。
- ・破袋まで適正に保管管理されていた米穀等であること。
- ・破袋により漏出した米穀等を含まないこと。
- ・検査証明事項(年産・銘柄・等級)が特定できる米穀等であること。
- ・今回の地震で水濡れや汚損等がなく詰替前検査証明事項に変化がないことが農産物検査員によって確認された米穀等であること。
- ・農産物検査員の立会いの下に詰替えが行われる米穀等であること。
- ・農産物規格規程(平成13年農林水産省告示第244号)に定められた包装に詰替えが行われる米穀等であること。

③ 確認の結果、詰替えを行うことが適当であると認められる場合、その旨を文書で通知する。

知通

依作
頼業

詰替対象米穀等の販売受託者等(JA等)

④ 保管業者に詰替作業を依頼

(自ら保管する場合は、保管責任者へ指示)

⑤ 登録検査機関に詰替えに係る立会いを要請

保管業者等

- ⑥ 詰替対象米穀等の確認
- ⑧ 詰替対象米穀等を区分
- ⑩ 他の破袋した袋から補填する場合は、同一年産、銘柄及び等級の米穀等を使用する
- ⑫ 新袋へ詰替え
- ⑭ 量目の確認(正味重量を計測)
- ⑮ 詰替書の貼付

- ・詰替書の量目欄記入(正味重量)
- ・旧袋から検査証明を切り取り貼付
(複数の検査証明がある場合、最も量目が多いものを使用。)
- ・使用しなかった破袋の検査証明は写真等により記録した上で、抹消。

詰替書
(別紙2)

- ⑰ 詰替対象米穀等の数量を確認
- ⑲ 詰替対象外米穀等の数量を確認
詰替えをしない米穀等、詰替えできない米穀等(破袋等による食用不適米穀等)を検査証明が失効した数量として確認。
- ⑳ 詰替報告書(日報)を必要により作成
保管業者(保管責任者)は、当日の作業数量を確認し、詰替報告書(日報)を必要により作成
- ㉒ 販売受託者等へ詰替報告書(日報)を必要により報告

詰替報告書(日報)
(別紙3)

詰替対象米穀等の販売受託者等(JA等)

㉓ 詰替え作業が終了したら、速やかに地方農政局等に詰替報告書(集計)を提出

該当地方農政局等

㉔ 詰替報告書により詰替えの適否を確認(必要に応じ現地確認)

登録検査機関

↓
農産物検査員を派遣

- ⑦ 詰替対象米穀等の確認
・詰替対象米穀等の検査証明事項が特定できるものであること。
・検査証明事項に変化が発生していないこと。

⑨ 新袋の確認
詰替用の新袋は、農産物検査規格規程に定められた包装であること。

⑪ 補填する場合は、同一年産、銘柄及び等級の米穀等を使用することを確認。

⑬ 詰替内容の最終確認
詰替えを行った米穀等が混合していないこと。
(⑩の補填を除く)

⑯ 詰替書の貼付け確認
(詰替書の量目・検査証明欄の貼付けの確認)

⑱ 詰替対象米穀等の数量を確認

㉑ 必要により詰替報告書(日報)の内容確認し記名

数量がわかる書類
(受払台帳又ははい付見取り図等)
(詰替え実施後)

詰替報告書(集計)
(別紙4)

詰
替
作
業

報日
告報

報
告

確
認

(参考2)

地震による破袋の詰め替え処理(詰め替え作業フロー)

保管業者(保)

登録検査機関(検)

① 破袋米穀等(詰替対象米穀等)の確認

保: 区分する数量確認

検: 詰替対象米穀等の包装に表示された検査証明事項が特定できるものであること。
検査証明事項に変化が発生していないこと。

保: ② 詰替米穀等を区分

保・検: ③ 他の破袋した袋から補填する場合は、同一年産、銘柄及び等級の米穀等を使用することを確認。

検: ④ 詰替用の新袋は、農産物検査規格規程に基づく包装であることを確認。

保: ⑤ 新袋へ詰め替え

検: ⑥ 詰替内容の最終確認
詰め替えを行った米穀等が混合していないこと。
(③の補填を除く)

保: ⑦ 量目の確認(正味重量を計測)

保: ⑧ 詰替書の貼付け
・旧袋から検査証明を切り取り貼付
・詰替書の量目欄記入(正味重量)

検: ⑨ 詰替書の貼付け確認

詰替書の量目・検査証明欄の貼付けの確認

保・検: ⑩ 詰替対象米穀等の数量を確認

保: ⑪ 詰替対象外米穀等

詰替をしない米穀等、詰替できない米穀等(破袋等による食用不適米穀等)を検査証明が有効な数量として確認。

保: ⑫ 詰替報告書(日報)を必要により作成

保管業者(保管責任者)は、当日の作業数量を確認し、詰替報告書(日報)を必要により作成

検: ⑬ 必要により詰替報告書(日報)の内容を確認し記名

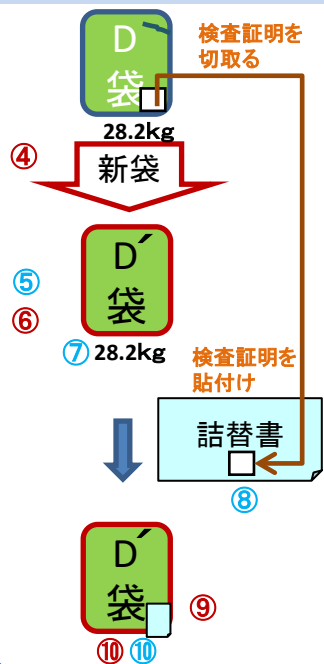
① ①【実施前在庫】

- ・正品: H・I
- ・破袋: A・B・C・D・G
- ・水濡れ: E・F

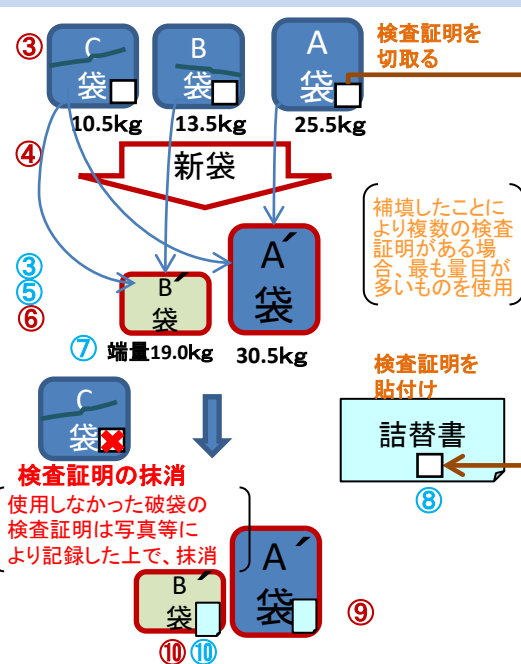
水濡れ

漏出米穀等

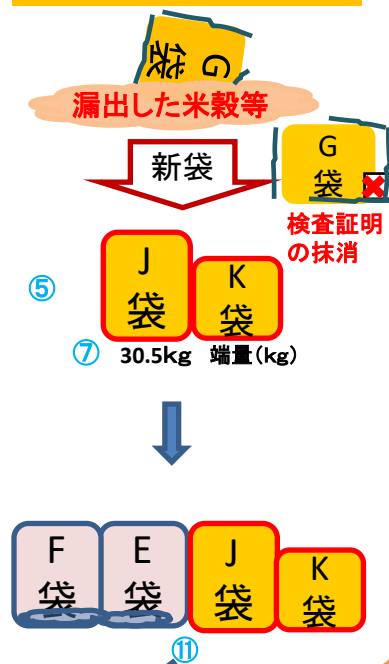
②【単一破袋の詰め替え】



②【他の破袋した袋から補填する場合】



②【水濡れ・漏出米穀等】



⑪【実施後在庫】

- ・正品: H・I
- ・詰め替え: A・B・D
- ・詰め替え対象外(別保管): E・F・J・K

⑫ ⑬ 詰替報告書(日報)